

主要就職情報出版企業団体等代表者 殿

厚生労働省職業安定局長



新規学校卒業者の文書募集について

新規学校卒業者の就職については、種々御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記について、平成 29 年 3 月新規中学校・高等学校卒業者については、全国高等学校長協会、主要経済団体（一般社団法人日本経済団体連合会、日本商工会議所、全国中小企業団体中央会）、文部科学省及び厚生労働省において検討を行った結果を踏まえ、学校教育に与える影響なども考慮し、下記のとおりとすることとしましたので、貴団体におかれましても御留意の上、これらの取扱いに格別の御配慮をお願いするとともに貴団体傘下の会員企業等に対する周知につきましても、併せてお願い申し上げます。

記

- 1 新規高等学校卒業予定者（新規中等教育学校卒業者を含む。）を対象とする文書募集の開始時期は、平成 28 年 7 月 1 日以降とすること。なお、文書募集を行う場合は、次の条件によることとすること。
 - (1) 公共職業安定所（以下「安定所」という。）において確認を受けた求人であって、当該求人の求人票記載内容と異なるものでないこと。
 - (2) 広告等掲載に当たっては、事業所を管轄する安定所名及び求人の受付番号を掲載すること。
 - (3) 応募の受付は学校又は安定所を通じて行うこと。
また、求人者が文書募集による応募者を受け付ける場合の推薦開始期日及び採用選考期日については、次のとおりとすること。
 - (4) 推薦開始期日については、推薦文書の到達が平成 28 年 9 月 5 日（沖縄県については平成 28 年 8 月 30 日）以降となるようにすること。
 - (5) 選考開始期日については、平成 28 年 9 月 16 日以降とすること。
- 2 新規中学校卒業予定者（中等教育学校の前期課程修了者を含む。）を対象とする文書募集は行わないこと。